

## 北九州市公園愛護会助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市のきれいな町づくりに協力するため、公園の環境美化活動を行う団体に公園愛護会助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付の対象)

第2条 この要綱により、助成金を受けることのできる団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 公園が設置されている地域の少なくとも10人程度の住民（以下「会員」という。）により構成された単一公園愛護会（以下「愛護会」という。）。
- (2) 15以上の愛護会の会員により構成された地域公園愛護会連合会（以下「地域連合会」という。）。
- (3) 地域連合会の会員により構成された区公園愛護会連合会（以下「区連合会」という。）。
- (4) 削除

### (助成金の額)

第3条 愛護会、地域連合会及び区連合会に交付する助成金の年額は、次の各号に掲げる額とする。なお、公園愛護会活動要綱第2条第3項に規定する愛護会が、二つ以上の公園の美化を行う場合における助成金の額は、それぞれの公園ごとに算定した助成金の額の合計額とする。

(1) 愛護会助成金は、別表第1に掲げるとおり、基本額と面積割額を合計した額を交付する。

①基本額は、愛護会の管理面積にかかわらず、一律に交付される額である。

②面積割額は、愛護会が管理する面積区分に応じて加算される額である。

(2) 地域連合会助成金は、別表第2に掲げる額を交付する。

(3) 区連合会助成金は別表第3に掲げる額を交付する。

(4) 削除

2 年度途中において、新たに愛護会、地域連合会または区連合会が設置されたときは、設置された月から次の3月までの月数を、年度の途中で解散したときは、4月から解散した月までの月数をそれぞれ前項に規定する助成金の額に乗じて12で除して得た額に相当する額を交付する。ただし、端数が出たときは、10円未満を切り捨てた額とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 愛護会、地域連合会または区連合会の会長は、助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに公園愛護会助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付

し管轄する区まちづくり整備課長を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書（愛護会は除く）
- (4) 予算書

2 年度途中に新たに愛護会、地域連合会又は区連合会が設置された場合において、助成金の交付を受けようとする愛護会、地域連合会又は区連合会の会長は、設置された月の末日までに公園愛護会助成金交付申請書に前項各号に規定する書類を添付し管轄する区まちづくり整備課長を経由して、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定・暴力団等への助成金交付の禁止）

第5条 市長は、公園愛護会助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することに決定した愛護会、地域連合会または区連合会に対しては、公園愛護会助成金交付決定通知書により通知するものとする。なお、決定通知を受けた愛護会、地域連合会または区連合会への助成金は概算払いにて支払うものとする。

3 市長は、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは助成金を交付しない。

（助成金の使用目的）

第6条 愛護会、地域連合会または区連合会は、交付を受けた助成金を次に掲げる目的のために使用するものとする。

（1）愛護会

- ① ほうき、ちり紙、草刈りがま、スコップ等掃除道具類の購入費。
- ② 繩、針金等補修材料の購入費。
- ③ 種子、花苗及び肥料等の購入費。
- ④ 剪定ばさみ、梯子等剪定道具類の購入費。
- ⑤ 交通費（活動に必要な物品購入及び市が開催する会議等に限る）。
- ⑥ その他市長が必要と認める経費。

（2）地域連合会

- ① 会議費（用紙代、コピー代及びお茶代等）。
- ② 交通費（地域連合会及び市が開催する会議等に限る）。
- ③ 連絡費（電話代、郵送料等）。
- ④ その他市長が必要と認める経費。

### (3) 区連合会

- ① 会議費（用紙代、コピー代及びお茶代等）。
- ② 交通費（区連合会及び市が開催する会議等に限る）。
- ③ 連絡費（電話代、郵送料等）。
- ④ 公園愛護会だより発行経費（用紙代、コピー代等。ただし、区連合会が公園愛護会だよりを発行する場合に限る）。
- ⑤ その他市長が必要と認める経費。

### (4) 削除

#### （実績報告）

第7条 助成金の交付を受けた愛護会、地域連合会または区連合会は、毎年4月1日から同月20日までの間に、事業実績報告書に決算書を添付し管轄する区まちづくり整備課長を経由して市長に報告しなければならない。

2 愛護会又は地域連合会が年度の途中で解散したときは、解散の日の翌日から起算して20日以内に前項に規定する報告書を提出しなければならない。

#### （助成金交付の確定）

第8条 市長は、前項の規定による実績報告書が提出された場合においては、その報告に係る助成事業の成果が、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものであるときは、交付すべき助成金の額を確定し、公園愛護会助成金確定通知書により、当該助成金の交付を受けた愛護会、地域連合会または区連合会に通知するものとする。

#### （交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた愛護会、地域連合会または区連合会が、次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を第6条に規定する目的以外に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付の内容またはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

#### （助成金の返還）

第10条 前条の規定による助成金交付の決定の全部または一部の取消しを受けた愛護会、地域連合会または区連合会、若しくは年度の途中で解散した愛護会、地域連合会または区連合会は、交付を受けた助成金のうち、取消し等に係る部分に該当する助成金の額を、

速やかに市長に返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱に規定する様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交付要綱第4条第1項に規定する公園愛護会助成金交付申請書	第1号様式
(2) " 第1号に規定する会則	第2号様式
(3) " 第2号に規定する会員名簿	第3号様式
(4) " 第3号に規定する事業計画書	第4号様式
式	
(5) " 第4号に規定する予算書	第5号
様式	
(6) " 第5条第2項に規定する公園愛護会助成金交付決定通知書	第6号様式
(7) " 第7条第1項に規定する事業実績報告書	第7号様式
(8) " 決算書	第8号様式
(9) " 第8条に規定する公園愛護会助成金確定通知書	第9号様式

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、建設局長が定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年6月27日から施行の「北九州市児童公園愛護会助成金交付要綱」及び「児童公園愛護会助成金交付に関する事務取扱要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成5年4月1日から一部を改正し施行する。
- 4 昭和53年4月1日施行の「北九州市児童公園愛護会助成金交付要綱施行細則」は廃止する。
- 5 この要綱は、平成6年4月1日から一部を改正し施行する。
- 6 この要綱は、平成13年4月1日から一部を改正し施行する。
- 7 この要綱は、平成14年4月1日から様式の一部を改正し施行する。

- 8 この要綱は、平成17年4月1日から一部を改正し施行する。
- 9 この要綱は、平成23年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 10 この要綱は、平成25年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 11 この要綱は、平成25年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 12 この要綱は、平成27年8月3日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 13 この要綱は、平成28年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 14 この要綱は、平成29年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。
- 15 この要綱は、平成29年9月6日から一部を改正し施行する。
- 16 この要綱は、令和6年4月1日から一部を改正し施行する。
- 17 この要綱は、令和7年4月1日から一部及び様式の一部を改正し施行する。

別表 第1（第3条関係）

## 愛護会助成金一覧

区分	管 理 面 積	基 本 額	面 積 割 額	助 成 金 額
1	～ 500m <sup>2</sup>	20,000円	5,000円	25,000円
2	501m <sup>2</sup> ～ 1,000m <sup>2</sup>		13,000円	33,000円
3	1,001m <sup>2</sup> ～ 2,000m <sup>2</sup>		19,500円	39,500円
4	2,001m <sup>2</sup> ～ 3,000m <sup>2</sup>		26,000円	46,000円
5	3,001m <sup>2</sup> ～ 4,000m <sup>2</sup>		32,500円	52,500円
6	4,001m <sup>2</sup> ～ 5,000m <sup>2</sup>		39,000円	59,000円
7	5,001m <sup>2</sup> ～		45,500円	65,500円

※ 管理面積とは、愛護会が実際に管理している面積で、作業不可能な区域を除いた面積及びグランド管理運営委員会が設置されている場合は、当該委員会が管理する面積を除いた面積である。

別表 第2（第3条関係）

## 地域連合会助成金一覧

区分	愛 護 会 数	助 成 金 額
1	15団体 ～ 20団体	40,000円
2	21団体 ～ 25団体	45,000円
3	26団体	50,000円

別表 第3（第3条関係）

## 区連合会助成金一覧

区分	愛 護 会 数	助 成 金 額
1	50団体 ～ 100団体	69,600円
2	101団体 ～ 150団体	92,800円
3	151団体 ～ 200団体	116,000円
4	201団体 ～ 250団体	125,280円
5	251団体 ～ 300団体	134,560円
6	301団体 ～	139,200円

別表 第4（第3条関係）削除